

仕 様 書

本仕様書及び別紙「個人情報取扱特記事項」では、松山市を「甲」、契約保険会社を「乙」という。

1. 件 名

公用自動車任意保険加入契約

2. 任意保険加入対象車両

別紙1「加入対象車両一覧表」のとおり

※直近2年分の保険金受領額については別紙2「保険金受領額一覧表」のとおり

(加入対象車両内訳)

軽貨物自動車	155台
軽乗用自動車	44台
普通貨物・特種自動車(2t超)	14台
普通貨物・特種自動車(2t以下)	21台
普通乗用自動車	13台
小型貨物自動車	27台
小型乗用自動車	10台
普通貨物車(普ダンプ車)	4台
小型貨物車(小型ダンプ車)	7台
特種用途自動車(軽自動車・小型・普通車)	217台
バイク(原付)	183台
バイク(二輪)	5台
フォークリフト等(A工その他)	4台
トラクター(農耕作業車)	1台
合 計	705台

(うち離島使用48台)

(うちドライブレコーダー447台)

(令和7年12月31日現在)

3. 加入する任意保険の内容等

(1) 保険対象者は、松山市職員(出向職員及び派遣職員等の松山市職員の身分を有する者を含む。)

とする。ただし、軽トラック2台(愛媛483い4118及び愛媛480た7638)、

1. 5tトラック1台（愛媛400そ1928）については、松山市職員の身分を有していない者も対象とする。
- (2) 対人賠償保険の保険金額は、1名につき無制限とする。
- (3) 対物賠償保険の保険金額は、1事故につき1000万円（免責金額なし）以上とする。
ただし、軽トラック2台（愛媛483い4118及び愛媛480た7638）、1.5tトラック1台（愛媛400そ1928）に関しては1事故につき無制限とする。
- (4) 対人賠償保険及び対物賠償保険については、示談交渉の代行サービスが付加されている保険とする。
- (5) 人身傷害補償保険の保険金額は、1名につき1000万円以上とする。（バイク（二輪・原付）、フォークリフト等（A工その他）は除く。）ただし、軽トラック2台（愛媛483い4118及び愛媛480た7638）、1.5tトラック1台（愛媛400そ1928）に関しては1名につき無制限とする。
- (6) 軽トラック2台（愛媛483い4118及び愛媛480た7638）、1.5tトラック1台（愛媛400そ1928）、キャラバン2台（愛媛300む7715、愛媛430さ5493）、デュトロ（愛媛100さ2105）、リーフ2台（愛媛330せ3964及び愛媛330と7732）は必ず車両保険（一般車両）を付するものとする。（別紙3-1参照）
- (7) 付帯する特約は、全車両一括特約、対人臨時費用不担保特約、自損事故保険不担保特約、無保険者傷害保険不担保特約、人身傷害補償特約、保険料払込に関する特約（国、地方公共団体等用）とする。ただし、軽トラック2台（愛媛483い4118及び愛媛480た7638）、1.5tトラック1台（愛媛400そ1928）については、対人臨時費用担保特約、無保険者傷害保険担保特約を付けること。
- (8) 自動車保険証券以外に保険特約書を締結すること。
- (9) 所有・使用者の確認は簡略化し、車検証不要とすること。
- (10) 乙は、甲が職員を対象に実施する交通事故発生防止事業（運転適性診断、講習会等）に対し、講師の派遣等の支援を行うこと。尚、講習会の開催時期は、甲、乙協議の上で決定するものとする。

4. 契約期間

令和8年4月1日 16時00分から

令和9年4月1日 16時00分まで

5. 契約方法 一般競争入札

6. 業務体制

- (1) 乙は、契約後、事故対応専任担当部署、担当責任者及び窓口責任者、窓口担当者、示談交渉担当者、支払書類関係担当者について明記した書類及び組織図を作成し甲へ提出する。

- (2) 乙は、任意保険加入全車両について、課名、車種、登録番号及び保険料等のデータベースを作成し、甲に提供すること。

7. 事故処理対応等について

- (1) 事故発生時において、24時間体制で事故処理専門要員による事故受付を行い、甲より連絡を受け、必要に応じて現場へ急行し、事故状況の把握を速やかに行うこと。
- (2) 事故処理に関しては、令和8年4月1日16時00分から令和9年4月1日16時00分の間に発生した事故は、乙が行い、示談に至るまで継続して対応すること。

【参考】事故件数

・令和6年度

保険金等受領件数：別紙2参照、 保険無適用事故発生件数：36件

・令和7年度（令和7年12月末時点）

保険金等受領件数：別紙2参照、 保険無適用事故発生件数：46件

8. 報告書類の提出について

- (1) 乙は、事故処理の進捗状況等について定期的に報告し、必要な報告書類（交通事故証明書、車検証の写し、診断書の写し、示談交渉等経過報告書〔任意書式〕、損害額や賠償額の査定書及び根拠になる資料等）の提出を甲の担当者と協議を行い、速やかに行うこと。
- (2) 乙は、保険適用対象となる事故に関して、交通事故証明書の取得を代行して行うこと。

【参考】令和7年12月時点：16件

9. 示談交渉について

- (1) 乙は、保険を使用しない場合においても、甲に対し、示談交渉等について助言を行うこと。
- (2) 相手との決定した過失割合について見解を書類にて提出すること。
- (3) 乙は、保険を使用する場合には、情報収集や資料作成を行うこと。示談書の作成の際には、内容について必ず甲に確認を行うこと（所有者については、車検証と一致）。
- (4) 示談交渉について時間を要す場合は、甲へ交渉経緯をまとめた書類を提出すること。

10. 車両増減による契約内容の変更について

- (1) 契約期間中における車両の異動については、甲が車両一覧を作成し、異動月の翌月20日までに乙に提出するものとする。任意保険加入車両に異動（新規加入、廃車等）があった場合の保険料の精算（保険料の支払い等）及び書類の受け渡し等の事務については、乙が甲まで出向くこと。
- (2) 乙が保険料を計算して提示し、甲が了解した保険料を、請求書確認後30日以内に乙に対し支払うものとする。乙から甲へ返還があった場合は、甲が見積書を確認後、乙は30日以内に甲に対して支払うものとする。

1 1. その他

- (1) (別紙1) 加入対象車両一覧表に記載されている車種及び車両台数等は現時点での予定のため、本契約時(令和8年4月1日)の車種及び車両台数等に若干の違いがでた場合は、4月異動分にて対応すること。
- (2) 乙は、契約期間開始前には現契約会社、契約期間終了前には新たな契約会社と引継ぎを円滑に行い、業務に支障が生じないようにすること。
- (3) 乙は、この契約による本件業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、松山市契約規則(平成20年規則第11号)及び松山市財務会計規則(昭和39年規則第11号)によるものとし、これらの規則に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。